



茨城県報

第 2651 号

平成26年12月18日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

- 知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則
(人事課) 1
(教育委員会)
- 茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 9
(公安委員会)
- 茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 16
- 告 示**
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者
の指定 (障害福祉課) 20
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関 (精神
通院医療) の指定 (障害福祉課) 20
- 大規模小売店舗の新設の届出 (2件) (中小企業課) 21
- 大規模小売店舗の廃止の届出 (中小企業課) 23
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2件) (中小企業課) 24
- 道路の区域の変更 (5件) (道路維持課) 25
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 27
- 土砂災害警戒区域等の指定 (河川課) 27
- 土地区画整理組合の解散の認可 (都市整備課) 29
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課) 30
- 県営土地改良事業計画の変更 (4件) (農村計画課) 30
- 開発行為の工事完了 (建築指導課) 32

規 則

茨城県規則第73号

知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月18日

茨城県知事 橋 本 昌

知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則（昭和38年茨城県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第5を次のように改める。

別表第5 昇格時号給対応表（第5条関係）

1 現業職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	22	2	13
31	1	23	3	14

32	1	24	4	14
33	1	25	5	15
34	1	26	6	15
35	1	27	7	16
36	1	28	8	16
37	1	29	9	17
38	2	30	10	17
39	3	31	11	18
40	4	32	12	18
41	5	33	13	19
42	6	33	14	19
43	7	34	15	20
44	8	34	16	20
45	9	35	17	21
46	10	35	18	22
47	11	36	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	26
52	16	40	24	26
53	17	41	25	27
54	18	42	26	27
55	19	43	27	28
56	20	44	28	28
57	21	45	29	29
58	22	46	30	29
59	23	47	31	29
60	24	48	32	30
61	25	49	33	30
62	26	49	34	30
63	27	50	35	31
64	28	50	36	31
65	29	51	37	31
66	30	51	38	32
67	31	52	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	54	43	33

72	36	54	44	34
73	37	55	45	34
74	38	55	46	34
75	39	56	47	35
76	40	56	48	35
77	41	57	49	35
78	41	57	50	36
79	42	58	51	36
80	42	58	52	36
81	43	59	53	37
82	43	59	54	37
83	44	60	55	37
84	44	60	56	38
85	45	61	57	38
86	45	61	58	38
87	46	61	59	38
88	46	61	60	38
89	47	62	61	38
90	47	62	61	39
91	48	62	62	39
92	48	62	62	39
93	49	63	63	39
94	49	63	63	39
95	50	63	64	39
96	50	63	64	40
97	51	64	65	40
98	51	64	65	40
99	52	64	66	40
100	52	64	66	40
101	53	65	67	40
102	53	65	67	
103	53	65	68	
104	54	65	68	
105	54	66	69	
106	54	66	70	
107	54	66	71	
108	55	66	72	
109	55	67	73	
110	55	67	73	
111	55	67	74	

112	56	67	74	
113	56	68	75	
114	56	68	75	
115	56	68	76	
116	57	68	76	
117	57	69	76	
118	57	69	76	
119	58	69	76	
120	58	69	76	
121	59	69	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		70	76	
125		70	77	
126		70	77	
127		70	77	
128		70	77	
129		70	77	
130		70	77	
131		71	77	
132		71	77	
133		71	77	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

2 現業職給料表 (二) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	2
3	1	1	3
4	1	1	4
5	1	1	5
6	1	1	6
7	1	1	7
8	1	1	8
9	1	1	9
10	1	1	10
11	1	1	11

12	1	1	12
13	1	1	13
14	1	1	14
15	1	1	15
16	1	1	16
17	1	1	17
18	1	2	18
19	1	3	19
20	1	4	20
21	1	5	21
22	1	6	22
23	1	7	23
24	1	8	24
25	1	9	25
26	1	10	25
27	1	11	26
28	1	12	26
29	1	13	27
30	2	14	27
31	3	15	28
32	4	16	28
33	5	17	29
34	6	18	30
35	7	19	31
36	8	20	32
37	9	21	33
38	10	22	33
39	11	23	34
40	12	24	34
41	13	25	35
42	14	26	35
43	15	27	36
44	16	28	36
45	17	29	37
46	17	30	37
47	18	31	38
48	18	32	38
49	19	33	39
50	19	34	39
51	20	35	40

52	20	36	40
53	21	37	41
54	21	38	41
55	22	39	42
56	22	40	42
57	23	41	43
58	23	42	43
59	24	43	44
60	24	44	44
61	25	45	45
62	25	46	45
63	26	47	45
64	26	48	46
65	27	49	46
66	27	50	46
67	28	51	47
68	28	52	47
69	29	53	47
70	29	54	48
71	29	55	48
72	29	56	48
73	30	57	49
74	30		49
75	30		49
76	31		49
77	31		49
78	31		50
79	32		50
80	32		50
81	32		50
82			50
83			51
84			51
85			51
86			51
87			51
88			52
89			52
90			52
91			52

92			52
93			53
94			53
95			53
96			53
97			54
98			54
99			54
100			54
101			55
102			55
103			55
104			55
105			56
106			56
107			56
108			56
109			57

別表第 7 中「5,900円」を「6,000円」に、「5,472円」を「5,575円」に、「5,512円」を「5,616円」に、「5,557円」を「5,661円」に、「5,598円」を「5,701円」に、「5,643円」を「5,746円」に、「5,688円」を「5,791円」に、「5,733円」を「5,836円」に、「5,778円」を「5,881円」に、「5,814円」を「5,917円」に、「5,859円」を「5,962円」に、「8,400円」を「8,500円」に改める。

付 則

- 1 この規則は、平成26年12月19日から施行する。
- 2 この規則による改正後の知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 3 平成26年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、改正後の規則別表第5の規定による号給がこの規則による改正前の知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第5の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第5の規定にかかわらず、改正前の規則別表第5の規定による号給とする。
- 4 施行日から平成27年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例による。
- 5 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- 6 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。



(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第16号

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月18日

茨城県教育委員会委員長 柳 生 修

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（昭和38年茨城県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第5を次のように改める。

別表第5 昇格時号給対応表（第5条関係）

1 現業職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11

28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	22	2	13
31	1	23	3	14
32	1	24	4	14
33	1	25	5	15
34	1	26	6	15
35	1	27	7	16
36	1	28	8	16
37	1	29	9	17
38	2	30	10	17
39	3	31	11	18
40	4	32	12	18
41	5	33	13	19
42	6	33	14	19
43	7	34	15	20
44	8	34	16	20
45	9	35	17	21
46	10	35	18	22
47	11	36	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	26
52	16	40	24	26
53	17	41	25	27
54	18	42	26	27
55	19	43	27	28
56	20	44	28	28
57	21	45	29	29
58	22	46	30	29
59	23	47	31	29
60	24	48	32	30
61	25	49	33	30
62	26	49	34	30
63	27	50	35	31
64	28	50	36	31
65	29	51	37	31
66	30	51	38	32
67	31	52	39	32

68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	54	43	33
72	36	54	44	34
73	37	55	45	34
74	38	55	46	34
75	39	56	47	35
76	40	56	48	35
77	41	57	49	35
78	41	57	50	36
79	42	58	51	36
80	42	58	52	36
81	43	59	53	37
82	43	59	54	37
83	44	60	55	37
84	44	60	56	38
85	45	61	57	38
86	45	61	58	38
87	46	61	59	38
88	46	61	60	38
89	47	62	61	38
90	47	62	61	39
91	48	62	62	39
92	48	62	62	39
93	49	63	63	39
94	49	63	63	39
95	50	63	64	39
96	50	63	64	40
97	51	64	65	40
98	51	64	65	40
99	52	64	66	40
100	52	64	66	40
101	53	65	67	40
102	53	65	67	
103	53	65	68	
104	54	65	68	
105	54	66	69	
106	54	66	70	
107	54	66	71	

108	55	66	72	
109	55	67	73	
110	55	67	73	
111	55	67	74	
112	56	67	74	
113	56	68	75	
114	56	68	75	
115	56	68	76	
116	57	68	76	
117	57	69	76	
118	57	69	76	
119	58	69	76	
120	58	69	76	
121	59	69	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		70	76	
125		70	77	
126		70	77	
127		70	77	
128		70	77	
129		70	77	
130		70	77	
131		71	77	
132		71	77	
133		71	77	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

2 現業職給料表 (二) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	2
3	1	1	3
4	1	1	4
5	1	1	5
6	1	1	6
7	1	1	7

8	1	1	8
9	1	1	9
10	1	1	10
11	1	1	11
12	1	1	12
13	1	1	13
14	1	1	14
15	1	1	15
16	1	1	16
17	1	1	17
18	1	2	18
19	1	3	19
20	1	4	20
21	1	5	21
22	1	6	22
23	1	7	23
24	1	8	24
25	1	9	25
26	1	10	25
27	1	11	26
28	1	12	26
29	1	13	27
30	2	14	27
31	3	15	28
32	4	16	28
33	5	17	29
34	6	18	30
35	7	19	31
36	8	20	32
37	9	21	33
38	10	22	33
39	11	23	34
40	12	24	34
41	13	25	35
42	14	26	35
43	15	27	36
44	16	28	36
45	17	29	37
46	17	30	37
47	18	31	38

48	18	32	38
49	19	33	39
50	19	34	39
51	20	35	40
52	20	36	40
53	21	37	41
54	21	38	41
55	22	39	42
56	22	40	42
57	23	41	43
58	23	42	43
59	24	43	44
60	24	44	44
61	25	45	45
62	25	46	45
63	26	47	45
64	26	48	46
65	27	49	46
66	27	50	46
67	28	51	47
68	28	52	47
69	29	53	47
70	29	54	48
71	29	55	48
72	29	56	48
73	30	57	49
74	30		49
75	30		49
76	31		49
77	31		49
78	31		50
79	32		50
80	32		50
81	32		50
82			50
83			51
84			51
85			51
86			51
87			51

88			52
89			52
90			52
91			52
92			52
93			53
94			53
95			53
96			53
97			54
98			54
99			54
100			54
101			55
102			55
103			55
104			55
105			56
106			56
107			56
108			56
109			57

別表第 7 中「5,900円」を「6,000円」に、「5,472円」を「5,575円」に、「5,512円」を「5,616円」に、「5,557円」を「5,661円」に、「5,598円」を「5,701円」に、「5,643円」を「5,746円」に、「5,688円」を「5,791円」に、「5,733円」を「5,836円」に、「5,778円」を「5,881円」に、「5,814円」を「5,917円」に、「5,859円」を「5,962円」に、「8,400円」を「8,500円」に改める。

付 則

- この規則は、平成26年12月19日から施行する。
- この規則による改正後の茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 平成26年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、改正後の規則別表第5の規定による号給がこの規則による改正前の茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第5の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第5の規定にかかわらず、改正前の規則別表第5の規定による号給とする。
- 施行日から平成27年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例による。
- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

6 前 3 項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第 8 号

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月18日

茨城県公安委員会委員長 諸 岡 信 裕

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第30条の表中

法第108条の2第1項第11号の講習（規則第38条第12項第1号の表の一の項の優良運転者に対する講習（以下「優良講習」という。）、同表の二の項の一般運転者に対する講習（以下「準優良講習」という。）、同表の三の項の違反運転者等に対する講習（以下「通常講習」という。）又は同表の四の項の違反運転者等に対する講習（以下「初回講習」という。）	特定失効者以外の者による申請	更新時講習受講申請書（様式第35号の3）
	特定失効者による申請	更新時講習受講申請書（特定失効者用）（様式第35号の4）
法第108条の2第1項第12号の講習	特定失効者以外の者による申請	高齢者講習受講申請書（様式第35号の5）
	特定失効者による申請	高齢者講習受講申請書（特定失効者用）（様式第35号の5の2）

を

法第108条の2第1項第11号の講習（規則第38条第11項第1号の表の一の項の優良運転者に対する講習（以下「優良講習」という。）、同表の二の項の一般運転者に対する講習（以下「準優良講習」という。）、同表の三の項の違反運転者等に対する講習（以下「通常講習」という。）又は同表の四の項の違反運転者等に対する講習（以下「初回講習」という。）	特定失効者又は特定取消処分者以外の者による申請	更新時講習受講申請書（様式第35号の3）
---	-------------------------	----------------------

に、

	特定失効者による申請	更新時講習受講申請書 (特定失効者用) (様式第35号の4)
	特定取消処分者による申請	更新時講習受講申請書 (特定取消処分者用) (様式第35号の4の2)
法第108条の2第1項第12号の講習	特定失効者又は特定取消処分者以外の者による申請	高齢者講習受講申請書 (様式第35号の5)
	特定失効者による申請	高齢者講習受講申請書 (特定失効者用) (様式第35号の5の2)
	特定取消処分者による申請	高齢者講習受講申請書 (特定取消処分者用) (様式第35号の5の2の2)

備考 この表及び別表における「特定失効者」とは、法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者をいう。

備考 この表及び別表における「特定失効者」とは、法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者をいい、「特定取消処分者」とは、法第97条の2第1項第5号に規定する特定取消処分者をいう。

改める。

別表第1中

法第108条の2第1項第11号の規定による更新時講習の受講の申請	1 2に掲げる者以外のもの	運転管理課長又は茨城県内のいずれかの警察署長
	2 特定失効者	運転管理課長
法第108条の2第1項第12号の規定による高齢者講習の受講の申請		
法第108条の2第1項第13号の規定による違反者講習の受講の申請		

法第108条の2第1項第11号の規定による更新時講習の受講の申請	1 2及び3に掲げる者以外の者	運転管理課長又は茨城県内のいずれかの警察署長
	2 特定失効者	運転管理課長
	3 特定取消処分者	
法第108条の2第1項第12号の規定による高齢者講習の受講の申請		
法第108条の2第1項第13号の規定による違反者講習の受講の申請		

を
に

を
に

改める。

様式第35号の3を次のように改める。

様式第35号の3

更新時講習受講申請書

年 月 日

茨城県公安委員会 殿

電話： ()

フリガナ			生 年 月 日	性 別
氏 名	(氏)	(名)	明・大・昭・平 治・正・和・成 年 月 日	男・女
記載事項変更の有無	有 (氏名・本籍・住所・)・無			

※ 申請書 (登録票) に記入してください。

交 付 年月日	年 月 日	照会 番号	
------------	-------	----------	--

講 習 受講日	年 月 日	講習 区分	優 準 通 初 高 特 良 優 常 回 齡 定
------------	-------	----------	----------------------------

注意 1 大枠内を黒又は青のボールペンで、明瞭に、楷書で記入してください。

2 該当する項目を○で囲み、数字は算用数字 (1、2、3、...) で記入してください。

3 申請書 (登録票) の「暗証番号」を記入してください。

4 「質問票」は、必ず回答及び署名してください。

折
り
曲
げ
な
い
こ
と
。

講習手数料貼付欄
(茨城県収入証紙)

※ 既に高齢者講習又は
特定任意講習を受講し
ている方は貼付の必要
はありません。

様式第35条の4の次に次の1様式を加える。

様式第35条の4の2

更新時講習受講申請書 (特定取消処分者用)	
年 月 日	
茨城県公安委員会 殿	
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
道路交通法第108条の2第1項第11号の規定による講習を受けたいので申請します。	
住 所	電話
講習の区分	優良講習 準優良講習 通常講習 初回講習 (該当するものを○で囲む。)
手数料貼付欄 (手数料 円)	
ここに収入証紙を剥 がれないように貼る。	ここに収入証紙を剥 がれないように貼る。
ここに収入証紙を剥 がれないように貼る。	ここに収入証紙を剥 がれないように貼る。

注 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて署名することができます。

様式第35号の5の2の次に次の1様式を加える。

様式第35号の5の2の2

高齢者講習受講申請書 (特定取消処分者用)	
年 月 日	
茨城県公安委員会 殿	
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
道路交通法第108条の2第1項第12号の規定による講習を受けたいので申請します。	

住 所	電 話
講 習 の 区 分	1 小型特殊免許のみの所有者に対する講習 2 1 以外の免許所有者（認知機能検査受講済）に対する講習 3 1 及び 2 以外の者に対する講習（75歳未満） （該当するものを○で囲む。）
手数料貼付欄（手数料 円）	
ここに収入証紙を剥がれないように貼る。	ここに収入証紙を剥がれないように貼る。
ここに収入証紙を剥がれないように貼る。	ここに収入証紙を剥がれないように貼る。
備 考	

注 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて署名することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第1267号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成26年12月18日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービスの種類
0823000161	すずらんハウス	行方市山田3365番5	特定非営利活動法人 宗愛の里はらっぱ	千葉県香取市玉造539番地1	平成27年1月1日	共同生活援助

茨城県告示第1268号

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

平成26年12月18日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師（薬剤師）の氏名	指 定年月日
アイセイ薬局北茨城店	北茨城市関南町関本下1050-5	薬局（調剤）	小 林 良 樹	平成26年12月1日

茨城県告示第1269号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成26年12月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ナフコ

代表取締役 深 町 勝 義

(2) 住所

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ かすみがうら店

かすみがうら市深谷2806

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	深 町 勝 義

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年8月4日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,338.2㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 100台

イ 駐輪場の収容台数 10台

ウ 荷さばき施設の面積 72㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 18.6㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前7時

(閉店時刻) 午後 8 時 30 分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 6 時 30 分～午後 9 時

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

4 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 8 時

3 届出年月日

平成 26 年 12 月 3 日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第 1270 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成 26 年 12 月 18 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社セイミヤ

代表取締役 加 藤 勝 正

(2) 住所

潮来市潮来 617 番地・618 番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) セイミヤ銚田安房店

銚田市安房字水砂 1409 番 1 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社セイミヤ	潮来市潮来 617 番地・618 番地	加 藤 勝 正

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成 27 年 8 月 2 日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,456㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 189 台

イ 駐輪場の収容台数 40 台

ウ 荷さばき施設の面積 74.8㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 37.7㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 7 時

(閉店時刻) 午後 10 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 6 時 30 分～午後 10 時 30 分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

5 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

3 届出年月日

平成 26 年 12 月 1 日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第 1271 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 26 年 12 月 18 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 小 濱 裕 正

(2) 住所

つくば市西大橋 599 番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ真壁店

桜川市田字田中前 103

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,165㎡

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 ㎡

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成 19 年 5 月 14 日

(5) 変更の理由

契約満了により店舗閉鎖した為

3 届出年月日

平成26年11月25日

茨城県告示第1272号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成26年12月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

クレオ

つくば市吾妻一丁目7-1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成26年11月13日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者（法人にあつては代表者の氏名）

（変更前）代表取締役 高 田 順 一

（変更後）代表取締役 石 原 孝

(3) 届出年月日

平成26年10月30日

2 市町村の意見

意見なし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1273号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成26年12月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

つくばクレオスクエア キュート

つくば市吾妻一丁目6-1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成26年11月13日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者 (法人にあっては代表者の氏名)

(変更前) 代表取締役 高 田 順 一

(変更後) 代表取締役 石 原 孝

(3) 届出年月日

平成26年10月30日

2 市町村の意見

意見なし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1274号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成26年12月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 大洗友部線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
東茨城郡大洗町神山町字矢場久保1387番 1地先から 東茨城郡大洗町成田町字大道三番470番1 地先まで	(A)	最大 22.5 最小 5.3	1,400	
	(B)	最大 46.5 最小 9.0	1,260	
	新(B)	最大 46.5 最小 9.0	1,260	旧道移管

茨城県告示第1275号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成26年12月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 461号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字芦野倉字犬若崎185番1 から	旧	メートル 最大 13.8 最小 12.2	メートル 31	
		新	最大 19.7 最小 17.7	31

茨城県告示第1276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成26年12月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路線名 日立いわき線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北茨城市磯原町上相田字北原707番3から 北茨城市磯原町上相田字北原829番3まで	旧 (A)	メートル 最大 12.1 最小 9.9	メートル 38	
		(A)	最大 12.1 最小 9.9	38
	新 (B)	最大 24.3 最小 9.9	44	

茨城県告示第1277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成26年12月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 354号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土浦市下高津三丁目34番1地先から 土浦市下高津三丁目1243番13地先まで	旧	メートル	メートル	195
		最大 33.0		
	最小 19.0		195	現 道 拡 幅
	新	最大 55.0		
最小 19.0				

茨城県告示第1278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成26年12月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦坂東線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土浦市下高津二丁目425番2から 土浦市下高津三丁目338番6まで	旧	メートル	メートル	362
		最大 20.5		
	最小 4.0		362	現 道 拡 幅
	新	最大 33.3		
最小 20.0				

茨城県告示第1279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成26年12月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 大和田羽生線
- 2 供用開始の区間 行方市羽生1491番1地先から
行方市羽生1501番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年12月18日

茨城県告示第1280号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき土砂災害警戒区域を、同法第8条第1項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、稲敷市役所建設課及び茨城県竜ヶ崎工事事務所において縦覧に供する。

平成26年12月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
稲敷市	大宿	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	切通	急傾斜地の崩壊	
	桑山-1	急傾斜地の崩壊	
	古渡	急傾斜地の崩壊	
	犬塚-1	急傾斜地の崩壊	
	犬塚-2	急傾斜地の崩壊	
	江戸崎-4	急傾斜地の崩壊	
	江戸崎-5	急傾斜地の崩壊	
	蒲ヶ山-1	急傾斜地の崩壊	
	蒲ヶ山-2	急傾斜地の崩壊	
	蒲ヶ山-3	急傾斜地の崩壊	
	時崎	急傾斜地の崩壊	
	沼田-2	急傾斜地の崩壊	
	高田	急傾斜地の崩壊	
	羽賀-2	急傾斜地の崩壊	
	村田	急傾斜地の崩壊	
	椎塚-1	急傾斜地の崩壊	
	椎塚-2	急傾斜地の崩壊	
	下君山-3	急傾斜地の崩壊	
	駒塚-1	急傾斜地の崩壊	
	駒塚-2	急傾斜地の崩壊	
	駒塚-3	急傾斜地の崩壊	
	角崎-1	急傾斜地の崩壊	
	角崎-2	急傾斜地の崩壊	
	古渡	急傾斜地の崩壊	
	浮島	急傾斜地の崩壊	
	神宮寺-1	急傾斜地の崩壊	
	神宮寺-2	急傾斜地の崩壊	
	福田-2	急傾斜地の崩壊	
	市崎	急傾斜地の崩壊	

2 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
稲敷市	大宿	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	切通	急傾斜地の崩壊	

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
	桑山 - 1	急傾斜地の崩壊	
	古渡	急傾斜地の崩壊	
	犬塚 - 1	急傾斜地の崩壊	
	犬塚 - 2	急傾斜地の崩壊	
	江戸崎 - 4	急傾斜地の崩壊	
	江戸崎 - 5	急傾斜地の崩壊	
	蒲ヶ山 - 1	急傾斜地の崩壊	
	蒲ヶ山 - 2	急傾斜地の崩壊	
	蒲ヶ山 - 3	急傾斜地の崩壊	
	時崎	急傾斜地の崩壊	
	沼田 - 2	急傾斜地の崩壊	
	高田	急傾斜地の崩壊	
	羽賀 - 2	急傾斜地の崩壊	
	村田	急傾斜地の崩壊	
	椎塚 - 1	急傾斜地の崩壊	
	椎塚 - 2	急傾斜地の崩壊	
	下君山 - 3	急傾斜地の崩壊	
	駒塚 - 1	急傾斜地の崩壊	
	駒塚 - 2	急傾斜地の崩壊	
	駒塚 - 3	急傾斜地の崩壊	
	角崎 - 1	急傾斜地の崩壊	
	角崎 - 2	急傾斜地の崩壊	
	古渡	急傾斜地の崩壊	
	浮島	急傾斜地の崩壊	
	神宮寺 - 1	急傾斜地の崩壊	
	神宮寺 - 2	急傾斜地の崩壊	
	福田 - 2	急傾斜地の崩壊	
	市崎	急傾斜地の崩壊	

茨城県告示第1281号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、ひたちなか市西古内土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成26年12月18日

茨城県知事 橋 本 昌

公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成27年1月28日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成26年12月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成26年11月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 どんぐりの家

3 代表者の氏名

押 貞行

4 主たる事務所の所在地

茨城県龍ヶ崎市緑町203番地

5 定款に記載された目的

この法人は、茨城県県南地域に居住する就学前及び就学中の障害児やその家族に対して、日常における生活動作の習得並びに集団生活への適応に必要な支援事業を行い、障害を持つ児童とその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営寺久・三地区土地改良事業（区画整理）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服があるときは、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成26年12月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営寺久・三地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年12月19日から平成27年1月26日まで

3 縦覧の場所

茨城県県西農林事務所境土地改良事務所

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営寺久・三地区土地改良事業(農業用排水)につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服があるときは、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成26年12月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営寺久・三地区土地改良事業(農業用排水)計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年12月19日から平成27年1月26日まで

3 縦覧の場所

茨城県県西農林事務所境土地改良事務所

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営寺久・三地区土地改良事業(農業用用水)につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服があるときは、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成26年12月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営寺久・三地区土地改良事業(農業用用水)計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年12月19日から平成27年1月26日まで

3 縦覧の場所

茨城県県西農林事務所境土地改良事務所

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営寺久・三地区土地改良事業(農業用道路)につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服があるときは、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成26年12月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営寺久・三地区土地改良事業(農業用道路)計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年12月19日から平成27年1月26日まで

3 縦覧の場所

茨城県県西農林事務所境土地改良事務所

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字菅谷字宿南594番1, 589番19

2 事業主の住所及び氏名

常総市向石下107番地5

山 野 広 司

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029(301) 1111 (代)